

横浜国立大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項

平成26年4月21日

学 長 裁 定

(目的)

第1条 この要項は、「国立大学法人横浜国立大学における危機管理に関する規則」に基づき、横浜国立大学（以下「本学」という。）における国際交流を推進する過程において発生する様々な危機に迅速かつ的確に対処するため、その危機管理体制、対処方法等に関し必要な事項を定め、もって本学の国際交流を進める際の教職員及び学生の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 各学部、研究科・各学府、各研究院、各センター、各機構、附属図書館及び事務局をいう。
- (2) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(危機管理の対象)

第3条 この要項において危機管理の対象となる事象の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学の教職員及び学生が海外において行う教育研究活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 本学の外国人留学生及び外国人研究者等が行う教育研究活動の遂行に重大な支障のある事象
- (3) 本学の教職員及び学生の海外における安全に係わる重大な事象
- (4) 本学の外国人留学生及び外国人研究者等の安全に係わる重大な事象
- (5) 本学に対する社会的信頼を損なう事象
- (6) その他国際交流を推進していく上で、大学として、組織的・集中的に対処することが必要な事象

(学長等の責務)

第4条 学長は、本要項に定める危機管理を統括する責任者として、本学における危機管理体制、対処等に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 国際戦略推進機構（以下「機構」という。）長は、学長の指示により、本要項に定める危機管理を遂行するために必要なマニュアル等を作成して各部局長に通知するとともに、危機管理に関する情報収集・伝達の窓口責任者として適切な措置を講じなければならない。
- 3 各部局長は、当該部局における危機管理体制、対処等に関し必要な措置を講じなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第5条 学長及び機構長は、各部局長と協力して危機管理に関する資料の配付、研修の実施等により、日常的に危機管理体制の充実を図るものとする。

- 2 学長、機構長及び部局長は、本要項に従い、第3条各号に規定する事象が発生、又は発生するおそれのある場合は、速やかに本学の教職員及び学生に対し、必要な情報を提供しなければならない。

(危機に関する情報収集)

第6条 本学の教職員及び学生は、第3条各号に定める緊急に対処すべき危機事象（以下「危機事象」という。）が発生、又は発生するおそれのある情報を得た場合は、部局長に通報しなければならない。

- 2 前項の情報を得た部局長は当該危機の状況を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、機構長に報告しなければならない。
- 3 機構長は、前項の報告を受けた場合には、学長とともに当該危機の対処方針等を当該部局長と協議し、決定するものとする。

(対策本部の設置)

第7条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 3 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
- 4 副本部長は、機構長をもって充て、本部長を補佐する。
- 5 本部員は、本部長が指名する者をもって充て、対策本部の業務を処理する。
- 6 対策本部の事務は、学務・国際部国際課が主管し、関係部課等から事務局長の指名する者が参画する。
- 7 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(事案処理の特例)

第8条 学長は、事案処理に際し、教職員及び学生の生命又は身体等の保護を図るため特に必要があると認める場合であって、緊急を要すると認めるときは、必要とする役員会、教育研究評議会、役員・部局長合同会議及び委員会等（以下「役員会等」という。）の審議を省略することができる。この場合においては、当該事案の対処の終了後に、役員会等に報告しなければならない。

- 2 学長は、1部局限りの危機で、当該部局限りで対処することが適切と判断する事象については、当該部局長にその対処を委ねることができる。
- 3 前項の場合において、当該部局長は、機構、保健管理センター、学務・国際部国際課及び関係各部課等の協力を適宜得るものとする。

(学長が不在の場合の措置)

第9条 学長が外国出張等により不在の場合は機構長が、学長、機構長が共に不在の場合は、学長があらかじめ指名する副学長がこの要項に基づき、危機管理に当たるものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、本学の国際交流等に伴う危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月21日から施行する。